

質問回答

2016年4月25日

「(案件名)南スーダン国HSコード導入による税関能力強化プロジェクト」

(公示日:2016年4月13日/公示番号:160180)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 P5 第7見積 価格及び内訳 書	<p>南スーダンは、貴機構 HP にある戦争特約対象国・地域(別表 A)で全土が対象となっておりますが、本指示書では以下の見積り項目が該当となっております。プロポーザル提案時には見積りに含めなくてよいという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>「()現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。」</p> <p>また、プロポーザル時の見積りに含めない場合でも、本件業務では付保の対象であり、契約時には戦争保険付保にかかる経費も含めることが可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>指示書の記載に誤りがありました。正しくは以下の記載になります。経費については、プロポーザル提案時の見積もりに含めてください(内見積もり)。</p> <p>「()現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。」</p>
2	業務指示書 P5 第7見積 価格及び内訳	<p>南スーダンは、「コンサルタント等契約における見積り書作成ガイドライン」P9 にあります 表 7:一般管理費等率の上限に 10%加算することを認める紛争影</p>	<p>本件は対象となりません(南スーダンは同制度の対象国ですが、10%加算を適用とするかどうかは個別の業務指示書でその旨記載します)。</p>

	書	響国・地域 の対象国となっておりますが、本件業務はその対象となりますでしょうか。	
3	業務指示書別紙 P20【第3業務実施上の条件】 2.(1)業務量の目途	本件対象地域が南スーダンであることから、1回の渡航における推奨滞在期間等がございましたらご教示願います。	特に推奨する滞在期間はございません。
4	業務指示書別紙 P6 5.(15)第三国研修及び第三国専門家派遣の実施	(留意事項)2)にて、研修の経費についての参照先として記載のある以下マニュアルが指定のURLに掲載がありませんでした。参照先をご教示願います。 「研修を含む邦人一括契約コンサルタント用マニュアル」 http://www.jica.go.jp/announce/kitei/pdf/manual_houzin.pdf	研修の経費についてのガイドライン、参照URLが誤っておりました。正しくは、以下になります。失礼しました。 コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2015年4月版) http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html
5			

以上